



令和 6 年  
第 2 回市議会（定例会）

議案 3

（議第 11 号～報告第 2 号）

荒 尾 市



令和6年第2回荒尾市議会(定例会) 議案3 目次

議案番号	件名	ページ
議第11号	専決処分について(令和5年度荒尾市一般会計補正予算(第10号))	1
議第12号	荒尾市平成28年熊本地震復興基金条例の制定について	17
議第13号	荒尾市犯罪被害者等支援条例の制定について	21
議第14号	荒尾市部設置条例の一部改正について	27
議第15号	荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	31
議第16号	荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正について	35
議第17号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	41
議第18号	荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について	45
議第19号	荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について	49
議第20号	荒尾市介護保険条例の一部改正について	53
議第21号	荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について	57
議第22号	荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全部改正について	63
議第23号	荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について	67
議第24号	荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の全部改正について	71
議第25号	荒尾市漁港管理条例の一部改正について	75
議第26号	荒尾市空家等対策審議会条例の一部改正について	79
議第27号	荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	83

議案番号	件名	ページ
議第28号	荒尾市水道条例の一部改正について	87
議第29号	荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	91
議第30号	財産の取得について	95
議第31号	令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第11号）	97
議第32号	令和5年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）	157
議第33号	令和5年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）	169
議第34号	令和5年度荒尾市水道事業会計補正予算（第3号）	187
報告第1号	専決処分について（損害賠償額の決定）	193
報告第2号	荒尾市土地開発公社の経営状況について	197

専 決 処 分 に つ い て

令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 0 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）  
の専決処分について

令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年2月13日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,305,909千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。





第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		6,410,604	177,984	6,588,588
	2 国庫補助金	2,246,540	177,984	2,424,524
歳 入 合 計		27,127,925	177,984	27,305,909

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		12,662,902	177,984	12,840,886
	1 社会福祉費	6,603,675	177,984	6,781,659
歳 出	合 計	27,127,925	177,984	27,305,909

## 第 2 表 繰越明許費補正

1 追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費（市分）	176,540
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費（市分）（時間外手当）	388





(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	12,662,902	177,984	12,840,886
歳出合計	27,127,925	177,984	27,305,909



2 歳 入

(款) 15 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	6,410,604	177,984	6,588,588
	2 国庫補助金	2,246,540	177,984	2,424,524
	1 総務費国庫補助金	1,353,369	177,984	1,531,353

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 総務費国庫補助金	177,984	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

3 歳 出

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	12,662,902	177,984	12,840,886		177,984
1 社会福祉費	6,603,675	177,984	6,781,659		177,984
1 社会福祉総務費	2,727,781	177,984	2,905,765		177,984

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	388	1 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費（市分） 177,596
10 需用費	55	消耗品費 (55)
11 役務費	198	手数料 (198)
12 委託料	2,343	その他委託料 (2,343)
		住民情報システム改修委託料 (1,056)
		緊急支援給付金申請受付等業務委託料 (1,287)
18 負担金、補助及び交付金	175,000	交付金 (175,000)
		電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（住民税均等割のみ 課税世帯・こども加算） (175,000)
		2 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費（市分）（時 間外手当） 388
		時間外手当 (388)

## 給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	349 ( 286 )	380,061	1,238,789	811,904	2,430,754	494,092	2,924,846	
補正額	( )			388	388		388	
計	349 ( 286 )	380,061	1,238,789	812,292	2,431,142	494,092	2,925,234	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	39,120	1,631	25,369	18,478	912	1,964	113,745	183
	補正額							388	
	計	39,120	1,631	25,369	18,478	912	1,964	114,133	183
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,452	236	18,504	339,914	222,789	24,095	3,512	
	補正額								
	計	1,452	236	18,504	339,914	222,789	24,095	3,512	

荒尾市平成 2 8 年熊本地震復興基金条例  
の制定について

荒尾市平成 2 8 年熊本地震復興基金条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市平成 2 8 年熊本地震復興基金条例  
別紙添付

提案理由

平成 2 8 年熊本地震による災害からの早期の復興を図るため、基金を設置したいからである。



## 荒尾市平成28年熊本地震復興基金条例

(設置)

第1条 平成28年熊本地震による災害からの早期の復興を図るため、荒尾市平成28年熊本地震復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、荒尾市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実にかつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実にかつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。



荒尾市犯罪被害者等支援条例の制定につ  
いて

荒尾市犯罪被害者等支援条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市犯罪被害者等支援条例

別紙添付

提案理由

犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、市民等が安心安全に暮らすことができる地域社会を実現したいからである。



## 荒尾市犯罪被害者等支援条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた身体的及び精神的被害の回復及び軽減を図り、もって市民等が安心安全に暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪被害者等が犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見、無理解等による心ない言葉又は行動、インターネットを通じて行われる中傷、報道機関による過剰な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいう。
- (4) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の行政機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する団体をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学している者及び市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行わなければならない。

ない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等の支援は、二次的被害を生じさせることがないように行われるとともに、犯罪被害者等に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、総合的に推進するものとする。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、第3条に定める基本理念にのっとり、犯罪被害者等の尊厳、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮しなければならない。

2 市民等は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を行うための窓口を設置するものとする。

(犯罪被害者等見舞金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等に対して、規則で定めるところにより、犯罪被害者等見舞金を支給することができる。

(日常生活の支援)

第8条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるようにするため、福祉サービス等の必要な支援を行うものとする。

る。

(居住の安定)

第9条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における特別の配慮その他必要な支援を行うものとする。

(市民等の理解の促進)

第10条 市は、二次的被害の防止、犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等の理解を深めるため、啓発に努めるものとする。

(支援の制限)

第11条 市は、次に掲げる場合においては、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他当該被害につき犯罪被害者等にその責めに帰すべき行為があった場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



荒尾市部設置条例の一部改正について

荒尾市部設置条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市部設置条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

現下の行政課題に的確に対応するため、行政組織を改編したいからである。





## 荒尾市部設置条例の一部を改正する条例

荒尾市部設置条例（昭和61年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の項中第8号から第10号までを削り、第11号を第8号とし、第12号から第19号までを3号ずつ繰り上げる。

別表地域振興部の項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 文化に関する事（次号に掲げるものを除く。）。
- (6) 文化財の保存及び活用に関する事。
- (7) 国際交流に関する事。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
（荒尾市観光振興計画策定等委員会条例の一部改正）
- 2 荒尾市観光振興計画策定等委員会条例（令和2年条例第35号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「産業振興課」を「観光文化交流課」に改める。  
（荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例の一部改正）
- 3 荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例（平成28年条例第45号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「総務部文化企画課」を「地域振興部観光文化交流課」に改める。  
（荒尾市文化財保護審議会条例の一部改正）
- 4 荒尾市文化財保護審議会条例（平成31年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「総務部文化企画課」を「地域振興部観光文化交流課」に改める。  
（野原八幡宮風流保存調査等委員会条例の一部改正）
- 5 野原八幡宮風流保存調査等委員会条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「総務部文化企画課」を「地域振興部観光文化交流課」  
に改める。

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部改正について

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の  
一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に  
関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものである。



荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例

荒尾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務」を「行う特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。



荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与  
に関する条例等の一部改正について

荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部  
を次のように改正するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与  
に関する条例等の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

地方自治法の改正に伴い、勤勉手当について定めたいからである。





荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与  
に関する条例等の一部を改正する条例

(荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部  
改正)

第1条 荒尾市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例  
(令和元年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」  
に改める。

第20条を第21条とし、第19条を第20条とし、第18条  
の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第19条 フルタイム会計年度任用職員(任期の定めが6月以上  
の者に限る。)の勤勉手当の支給、不支給及び一時差止めにつ  
いては、給与条例第16条の8の規定の例による。

2 第16条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任  
用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費  
用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及  
び費用弁償に関する条例(令和元年条例第22号)の一部を次の  
ように改正する。

題名を次のように改める。

荒尾市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条  
例

第1条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第3条第1項中「294,387円」を「295,354円」  
に、「14,018円」を「14,064円」に、「1,869  
円」を「1,875円」に改め、同条第2項中「及び期末手当」  
を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条の次  
に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第14条の2 パートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）には、次に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

(1) 勤勉手当は、次のアからウまでのいずれかに該当する者で、基準日にそれぞれ在職するものに対して支給する。

ア 任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員

イ 任期の定めが6月未満のパートタイム会計年度任用職員で、再度の任用により1会計年度内における地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（ウにおいて「会計年度任用職員」という。）としての任期の定め合計が6月以上となるパートタイム会計年度任用職員

ウ 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者で、当該任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上であるパートタイム会計年度任用職員

(2) 勤勉手当の額は、基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、休日勤務割増報酬、夜間勤務割増報酬及び宿日直割増報酬を除く。）の1月当たりの平均額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

2 前項に規定するもののほか、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、給与条例第16条の8の規定の例による。

第 18 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

(荒尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 3 条 荒尾市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第 8 条中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域  
型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部改正について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域  
型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものである。



荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域  
型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、」を加え、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同条第1号」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。





荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域  
型保育事業の利用者負担等に関する条例  
の一部改正について

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担  
等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域  
型保育事業の利用者負担等に関する条例  
の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

多子世帯における満3歳未満の保育料の無償化の範囲を拡充し、  
子育て世帯の負担の軽減を図りたいからである。



荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域  
型保育事業の利用者負担等に関する条例  
の一部を改正する条例

荒尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考8及び備考9を次のように改める。

- 8 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等（令第14条第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）のうち法第6条第1項に規定する子どもが複数人いる場合において、最年長の者から順に2番目以降の子どものうち満3歳未満保育認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、0円とする。
- 9 特定被監護者等が2人以上いる場合であって、当該特定被監護者等の属する世帯の階層がB階層、C階層、D1階層又はD2階層（所得割の額が57,700円未満のものに限る。）に該当する場合の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、この表の規定にかかわらず、次に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該区分ごとに定める額とする。
  - (1) 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども この表に掲げる額の2分の1に相当する額
  - (2) 教育・保育給付認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども 0円

別表第1備考10を削り、同表備考11中「10の」を「9の」に、「10中」を「9中」に改め、同表備考11を同表備考10と

し、同表備考12中「10」を「9」に改め、同表中備考12を備考11とし、備考13を備考12とし、備考14を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する  
条例の一部改正について

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を次のよう  
に改正するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する  
条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正  
に伴い、所要の改正を行うものである。



荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する  
条例の一部を改正する条例

荒尾市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。





荒尾市介護保険条例の一部改正について

荒尾市介護保険条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

介護保険料率の設定に伴い、所要の改正を行うものである。



## 荒尾市介護保険条例の一部を改正する条例

荒尾市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「31,800円」を「27,300円」に改め、同項第2号中「47,700円」を「41,100円」に改め、同項第3号中「47,700円」を「41,400円」に改め、同項第4号中「57,240円」を「54,000円」に改め、同項第5号中「63,600円」を「60,000円」に改め、同項第6号中「76,320円」を「72,000円」に改め、同項第7号中「82,680円」を「78,000円」に改め、同項第8号中「95,400円」を「90,000円」に改め、同項第9号中「108,120円」を「102,000円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 114,000円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 126,000円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 138,000円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 144,000円

第2条第2項中「19,080円」を「17,100円」に改め、同条第3項中「19,080円」を「17,100円」に、「31,800円」を「29,100円」に改め、同条第4項中「19,080円」を「17,100円」に、「44,520円」を「41,100円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の荒尾市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。



荒尾市指定地域密着型サービスの事業の  
人員、設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の全部改正について

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関  
する基準を定める条例の全部を次のように改正するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の  
人員、設備及び運営に関する基準を定め  
る条例

別紙添付

提案理由

条文を簡潔かつ正確なものとするため、省令に準拠するもの以外  
について条例に規定する規定方式としたいからである。



荒尾市指定地域密着型サービスの事業の  
人員、設備及び運営に関する基準を定め  
る条例

荒尾市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業者の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業所の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業者の要件）

第3条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。以下この条において同じ。）で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) その役員のうち（病床を有する診療所を開設している者にあつては当該診療所に）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）のある者
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(指定地域密着型サービスに関する記録の保存)

第4条 省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項(第37条の3において準用する場合を含む。)、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項(第169条において準用する場合を含む。)及び第181条第2項の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第5条 指定地域密着型サービス事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定地域密着型サービス事業者は、暴力団員等を指定地域密着型サービス事業所の管理者としてはならない。

(入所定員)

第6条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準)

第7条 指定地域密着型介護老人福祉施設の居室の基準は、次のとおりとする。

- (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人以上4人以下とすることができる。
- (2) 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
- (3) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (4) 第1号ただし書の場合においては、入所者同士の視線の遮断を確保するための設備を設けること。
- (5) 第1号ただし書の場合においては、主要構造部(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第5号に規定する主要構造部をいう。)に係る改修を行わずに定員が1人の居室への転換が可能な構造とすること。



(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員  
及び運営に関する基準等を定める条例の  
全部改正について

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  
等を定める条例の全部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員  
及び運営に関する基準等を定める条例  
別紙添付

提案理由

条文を簡潔かつ正確なものとするため、省令に準拠するもの以外  
について条例に規定する規定方式としたいからである。



荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員  
及び運営に関する基準等を定める条例

荒尾市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業者の要件、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びにこれらの基準のうち基準該当居宅介護支援の事業に関する基準を定めるものとする。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等）

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業者の要件）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。

- (1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）のある法人
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

（指定居宅介護支援等に関する記録の保存）

第4条 省令第29条第2項（省令第30条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録の保存は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（暴力団員等の排除）

第5条 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定居宅介護支援事業者は、暴力

団員等を指定居宅介護支援事業所の管理者としてはならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部改正について

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を次のように改正するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

別紙添付

提案理由

条文を簡潔かつ正確なものとするため、省令に準拠するもの以外について条例に規定する規定方式としたいからである。





荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

荒尾市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る事業者の要件、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等）

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る事業者の要件）

第3条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。

- (1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年

を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）のある法人  
(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

（指定地域密着型介護予防サービスに関する記録の保存）

第4条 省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（暴力団員等の排除）

第5条 指定地域密着型介護予防サービス事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定地域密着型介護予防サービス事業者は、暴力団員等を指定地域密着型介護予防サービス事業所の管理者としてはならない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員  
及び運営並びに指定介護予防支援等に係  
る介護予防のための効果的な支援の方法  
に関する基準等を定める条例の全部改正  
について

荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介  
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す  
る基準等を定める条例の全部を次のように改正するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員  
及び運営並びに指定介護予防支援等に係  
る介護予防のための効果的な支援の方法  
に関する基準等を定める条例

別紙添付

提案理由

条文を簡潔かつ正確なものとするため、省令に準拠するもの以外  
について条例に規定する規定方式としたいからである。



荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員  
及び運営並びに指定介護予防支援等に係  
る介護予防のための効果的な支援の方法  
に関する基準等を定める条例

荒尾市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年条例第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に係る事業者の要件、指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びにこれらの基準のうち基準該当介護予防支援（法第59条第1項第1号に規定する基準該当介護予防支援をいう。以下同じ。）の事業に関する基準を定めるものとする。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等）

第2条 前条の基準は、この条例に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省第37号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

（指定介護予防支援事業者の指定に係る事業者の要件）

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない法人とする。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）のある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

（指定介護予防支援等に関する記録の保存）

第4条 省令第28条第2項（省令第32条において準用する場合を含む。）の規定により整備した記録については、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（暴力団員等の排除）

第5条 指定介護予防支援事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定介護予防支援事業者は、暴力団員等を指定介護予防支援事業所の管理者としてはならない。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

荒尾市漁港管理条例の一部改正について

荒尾市漁港管理条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市漁港管理条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

漁港漁場整備法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。





## 荒尾市漁港管理条例の一部を改正する条例

荒尾市漁港管理条例（平成5年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



荒尾市空家等対策審議会条例の一部改正  
について

荒尾市空家等対策審議会条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市空家等対策審議会条例の一部を改正  
する条例

別紙添付

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。



荒尾市空家等対策審議会条例の一部を改正  
する条例

荒尾市空家等対策審議会条例（平成28年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

第2条第3号中「第14条」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等  
に関する条例の一部改正について

荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 2 月 28 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等  
に関する条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。





荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等  
に関する条例の一部を改正する条例

荒尾市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



荒尾市水道条例の一部改正について

荒尾市水道条例の一部を次のように改正するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市水道条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

水道法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。



## 荒尾市水道条例の一部を改正する条例

荒尾市水道条例（昭和 3 8 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 項及び第 3 7 条の 2 第 2 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



荒尾市病院事業の設置等に関する条例の  
一部改正について

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正  
するものとする。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市病院事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。





荒尾市病院事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例

荒尾市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



財産の取得について

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- |   |        |                                       |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 取得する財産 | 小学校教師用指導書                             |
| 2 | 取得の価格  | 32,508,740円                           |
| 3 | 取得の方法  | 随意契約                                  |
| 4 | 取得の相手方 | 荒尾市宮内607番地<br>株式会社 荒文堂<br>代表取締役 松島 勝仁 |

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするからである。



令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 1 号）

令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 1 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 6 , 4 2 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 , 6 7 2 , 3 3 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		6,327,837	132,471	6,460,308
	1 地方交付税	6,327,837	132,471	6,460,308
15 国庫支出金		6,588,588	△76,826	6,511,762
	1 国庫負担金	4,152,213	7,734	4,159,947
	2 国庫補助金	2,424,524	△84,560	2,339,964
16 県支出金		2,252,622	32,080	2,284,702
	1 県負担金	1,529,080	8,455	1,537,535
	2 県補助金	604,529	23,625	628,154
17 財産収入		362,741	237,517	600,258
	2 財産売却収入	310,339	237,517	547,856
18 寄附金		701,677	2,325	704,002
	1 寄附金	701,677	2,325	704,002
19 繰入金		2,523,668	△120,673	2,402,995
	2 基金繰入金	2,523,668	△120,673	2,402,995
20 繰越金		89,230	89,300	178,530
	1 繰越金	89,230	89,300	178,530
21 諸収入		256,779	140,131	396,910
	6 雑入	214,213	140,131	354,344
22 市債		604,509	△69,900	534,609
	1 市債	604,509	△69,900	534,609
歳 入 合 計		27,305,909	366,425	27,672,334

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,461,292	591,455	4,052,747
	1 総務管理費	2,743,241	587,285	3,330,526
	3 戸籍住民基本台帳費	252,451	4,170	256,621
3 民生費		12,840,886	△25,831	12,815,055
	1 社会福祉費	6,781,659	36,390	6,818,049
	2 児童福祉費	4,425,045	△61,121	4,363,924
	3 生活保護費	1,634,178	△1,100	1,633,078
4 衛生費		3,398,046	61,752	3,459,798
	1 保健衛生費	1,297,425	△1,263	1,296,162
	2 清掃費	1,381,162	63,015	1,444,177
6 農林水産業費		498,999	△26,601	472,398
	1 農業費	362,951	△26,602	336,349
	2 林業費	93,342	1	93,343
8 土木費		1,714,078	△132,317	1,581,761
	2 道路橋梁費	553,514	△138,156	415,358
	5 都市計画費	771,062	5,839	776,901
9 消防費		752,380	△16,159	736,221
	1 消防費	752,380	△16,159	736,221
10 教育費		1,954,255	△85,874	1,868,381
	1 教育総務費	195,058	68	195,126
	2 小学校費	578,367	△69,917	508,450
	4 社会教育費	500,374	△1,335	499,039
	5 保健体育費	422,170	△14,690	407,480
歳 出 合 計		27,305,909	366,425	27,672,334



## 第 2 表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎施設改修費	108,503
2 総務費	1 総務管理費	普通財産施設改修費	10,772
3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て会議費	2,629
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	1,118
7 商工費	1 商工費	万田炭鉱館施設改修費	26,558
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（中央野原線）	61,635
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（下萩下浦線）	783
8 土木費	2 道路橋梁費	社会資本整備総合交付金事業費（野原赤田線）	33,500
8 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス補助事業費（橋梁補修）	10,305
8 土木費	5 都市計画費	都市計画総務費	675
8 土木費	5 都市計画費	荒尾駅周辺地区整備事業費	50,441
8 土木費	6 住宅費	住宅施設改修費	34,218

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防団施設改修費	2,370
10 教育費	2 小学校費	小学校施設改修費	14,351
10 教育費	3 中学校費	中学校施設改修費	32,059
10 教育費	4 社会教育費	国重要文化財建造物保存修理事業費	205,658
10 教育費	5 保健体育費	荒尾運動公園施設長寿命化計画事業費	5,907
10 教育費	5 保健体育費	給食センター管理費	6,089

## 2 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度システム整備事業費 (記載事項関連)	15,240	社会保障・税番号制度システム整備事業費 (記載事項関連)	19,410

## 第 3 表 地 方 債 補 正

### 1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害復旧	千円 5,900	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えす ることができる。

### 2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
庁舎整備 事業	96,900	証書借入 又は 証券発行	年4.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れるもの について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者と協 定するもの による。 ただし、市 財政の都合 により繰上 償還をなし 、又は低利 債に借換え することが できる。	97,600	補正前に 同じ		
観光施設 整備事業	4,100				4,500			
道路橋梁 事業	147,500				86,100			
都市計画 事業	19,000				24,100			
義務教育 施設整備 事業	55,700				28,700			
社会教育 施設整備 事業	92,200				98,600			



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税	6,327,837	132,471	6,460,308
15 国庫支出金	6,588,588	△76,826	6,511,762
16 県支出金	2,252,622	32,080	2,284,702
17 財産収入	362,741	237,517	600,258
18 寄附金	701,677	2,325	704,002
19 繰入金	2,523,668	△120,673	2,402,995
20 繰越金	89,230	89,300	178,530
21 諸収入	256,779	140,131	396,910
22 市債	604,509	△69,900	534,609
歳入合計	27,305,909	366,425	27,672,334



(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
4, 170	46, 013	700	337, 604	202, 968
378	△9, 746		2, 325	△18, 788
				61, 752
	△7, 022			△19, 579
		6, 800		△6, 800
△76, 646		△56, 300		629
△4, 887				△11, 272
	△892	△27, 000	67	△58, 049
		5, 900		△5, 900
△76, 985	28, 353	△69, 900	339, 996	144, 961

2 歳 入

(款) 11 地方交付税  
(項) 1 地方交付税

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
11	地方交付税	6,327,837	132,471	6,460,308
1	地方交付税	6,327,837	132,471	6,460,308
1	1 地方交付税	6,327,837	132,471	6,460,308
15	国庫支出金	6,588,588	△76,826	6,511,762
1	国庫負担金	4,152,213	7,734	4,159,947
1	1 民生費国庫負担金	4,052,943	7,734	4,060,677
2	国庫補助金	2,424,524	△84,560	2,339,964
1	1 総務費国庫補助金	1,531,353	4,170	1,535,523
2	2 民生費国庫補助金	215,710	△7,197	208,513
7	7 土木費国庫補助金	272,084	△76,646	195,438
8	8 消防費国庫補助金	7,037	△4,887	2,150
16	県支出金	2,252,622	32,080	2,284,702
1	県負担金	1,529,080	8,455	1,537,535
1	1 民生費県負担金	1,525,305	9,227	1,534,532
3	3 農林水産業費県負担金	3,775	△772	3,003
2	県補助金	604,529	23,625	628,154
1	1 総務費県補助金	71,871	46,013	117,884
2	2 民生費県補助金	286,752	△15,246	271,506

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	132,471	1 普通交付税	
4 児童手当費 国庫負担金	△24,130	1 児童手当費国庫負担金	
7 生活保護費 等国庫負担 金	159	1 生活保護費国庫負担金	
13 障害者自立 支援給付費 国庫負担金	31,705	1 障害者介護給付費国庫負担金 2 相談支援給付費等国庫負担金	30,455 1,250
1 総務費国庫 補助金	4,170	1 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金（総務省分）	
3 生活保護費 国庫補助金	△1,100	1 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金（厚生労働省分）	
4 児童福祉費 国庫補助金	△6,097	1 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金 2 子育て支援交付金	△2,652 △3,445
1 道路橋梁費 国庫補助金	△76,646	1 社会資本整備総合交付金（道路橋梁） 2 道路メンテナンス事業費国庫補助金	△72,090 △4,556
1 消防施設整 備費国庫補 助金	△4,887	1 消防施設整備費国庫補助金	
3 児童手当費 県負担金	△4,710	1 児童手当費県負担金	
10 障害者自立 支援給付費 県負担金	15,852	1 障害者介護給付費県負担金 2 相談支援給付費等県負担金	15,227 625
12 後期高齢者 医療制度保 険基盤安定 拠出金	△5,642	1 後期高齢者医療制度保険基盤安定拠出金	
22 災害救助費 県負担金	3,727	1 災害救助費県負担金	
1 農業費県負 担金	△772	1 農業委員会費	
1 総務費補助 金	46,013	1 熊本地震復興基金交付金	
4 児童福祉費 県補助金	△15,246	1 利用者支援事業費県補助金 2 保育対策総合支援事業費県補助金 3 多様な事業者の参入促進・能力活用事業費県補助金	△167 △14,905 △174

(款) 16 県支出金  
(項) 2 県補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	5 農林水産業費県補助金	109,517	△6,250	103,267
	9 教育費県補助金	21,677	△892	20,785
17	財産収入	362,741	237,517	600,258
	2 財産売払収入	310,339	237,517	547,856
	4 残余財産収入	0	237,517	237,517
18	寄 附 金	701,677	2,325	704,002
	1 寄 附 金	701,677	2,325	704,002
	2 民生費寄附金	675	2,325	3,000
19	繰 入 金	2,523,668	△120,673	2,402,995
	2 基金繰入金	2,523,668	△120,673	2,402,995
	1 基金繰入金	2,523,668	△120,673	2,402,995
20	繰 越 金	89,230	89,300	178,530
	1 繰 越 金	89,230	89,300	178,530
	1 繰 越 金	89,230	89,300	178,530
21	諸 収 入	256,779	140,131	396,910
	6 雑 入	214,213	140,131	354,344
	4 雑 入	214,209	140,131	354,340
22	市 債	604,509	△69,900	534,609
	1 市 債	604,509	△69,900	534,609
	1 総務債	101,600	700	102,300
	6 商工債	4,100	400	4,500
	7 土木債	251,600	△56,300	195,300
	9 教育債	150,900	△20,600	130,300
	10 災害復旧債	0	5,900	5,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1	農業費県補助金	△6,250	1	くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費県補助金
4	社会教育費県補助金	△892	1	地域学校協働活動推進費県補助金
1	残余財産収入	237,517	1	残余財産収入
3	児童福祉費寄附金	2,325	1	児童福祉費寄附金
1	基金繰入金	△120,673	1	財政調整基金繰入金
1	繰越金	89,300	1	繰越金
8	雑入	140,131	1	(一財) 荒尾産炭地域振興センター清算金 100,106
			2	雑入(土木課) 1,742
			3	療養給付費返還金(過年度) 38,283
2	庁舎整備事業債	700	1	庁舎整備事業債
2	観光施設整備事業債	400	1	観光施設整備事業債
1	道路橋梁事業債	△61,400	1	道路橋梁事業債
2	都市計画事業債	5,100	1	都市計画事業債
1	義務教育施設整備事業債	△27,000	1	小学校施設整備事業債 △29,900
			2	中学校施設整備事業債 2,900
4	社会教育施設整備事業債	6,400	1	社会教育施設整備事業債
1	災害復旧債	5,900	1	農林災害復旧債 400
			2	土木災害復旧債 5,500

3 歳 出

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 総務費	3,461,292	591,455	4,052,747	388,487	202,968
1 総務管理費	2,743,241	587,285	3,330,526	384,317	202,968
1 一般管理費	659,678	59,876	719,554		59,876
5 財産管理費	194,416	0	194,416	地方債 700 その他 △19	△681
6 基金費	545,599	527,710	1,073,309	県支出金 46,013 その他 337,623	144,074
7 企画費	1,057,042	△5,014	1,052,028		△5,014
9 文化振興費	96,303	4,713	101,016		4,713

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	59,876	1 総務課人件費 退職手当	59,876 (59,876)
24 積立金	527,710	1 基金費（総合政策課） 積立金 ふるさと創生基金積立金 2 基金費（財政課） 積立金 財政調整基金積立金 減債基金積立金 職員退職手当基金積立金 土地開発基金積立金 市制70周年記念地域活性化基金積立金 公共施設整備基金積立金 平成28年熊本地震復興基金積立金 3 基金費（防災安全課） 積立金 安心安全まちづくり推進基金積立金	103 (103) (103) 527,606 (527,606) (90,729) (52,795) (161) (129) (337,624) (155) (46,013) 1 (1) (1)
18 負担金、補助及び交付金	△5,014	1 地域公共交通活性化事業費 補助金 バス路線欠損補助金	△5,014 (△5,014) (△5,014)
12 委託料	4,713	1 荒尾総合文化センター管理費 指定管理委託料	4,713 (4,713)

(款) 2 総務費  
 (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	戸籍住民基本台帳費	252,451	4,170	256,621	4,170	
1	戸籍住民基本台帳費	252,451	4,170	256,621	国庫支出金 4,170	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	4,170	1 社会保障・税番号制度システム整備事業費（記載事項関連） 4,170 その他委託料 (4,170) 振り仮名法制化対応システム改修委託料（住民票・附票分） (4,170)

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	12,840,886	△25,831	12,815,055	△7,043	△18,788
1 社会福祉費	6,781,659	36,390	6,818,049	44,240	△7,850
1 社会福祉総務費	2,905,765	△1,236	2,904,529	その他 2,325	△3,561
2 老人福祉費	269,545	△18,263	251,282		△18,263
13 障害者自立支援給付費	2,047,418	63,411	2,110,829	国庫支出金 31,705 県支出金 15,852	15,854
16 後期高齢者医療費	1,289,548	△7,522	1,282,026	県支出金 △5,642	△1,880

(一般会計)



(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 委 託 料	△3,564	1 基金費（福祉課） 積立金
24 積 立 金	2,328	社会福祉振興基金積立金
		2 障害計画策定費 その他委託料
		障がい者計画・障がい福祉計画策定委託料
19 扶 助 費	△18,263	1 養護老人ホーム費 扶助費
19 扶 助 費	63,411	1 介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費 扶助費
		2 相談支援給付費等支給事業費 扶助費
27 繰 出 金	△7,522	1 後期高齢者医療特別会計繰出金 特別会計繰出金 後期高齢者医療特別会計繰出金

(款) 3 民生費  
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	4,425,045	△61,121	4,363,924	△50,183	△10,938
1	児童福祉総務費	1,128,725	△25,410	1,103,315	国庫支出金 △3,445 県支出金 △15,246	△6,719
2	児童措置費	3,127,118	△32,175	3,094,943	国庫支出金 △24,130 県支出金 △4,710	△3,335
3	母子福祉費	36,782	△3,536	33,246	国庫支出金 △2,652	△884

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	△1,625	1 障害児保育事業費 補助金
18 負担金、補助及び交付金	△23,785	障害児保育事業補助金 (保育所) 障害児保育事業補助金 (幼稚園型認定こども園)
		2 医療的ケア児保育支援事業 補助金
		医療的ケア児保育支援事業補助金
		3 利用者支援事業費 非常勤職員報酬
		4 保育対策総合支援事業費 補助金
		保育補助者雇上強化事業補助金 (小規模保育事業所)
		5 新型コロナウイルス感染症対策事業費 補助金
		保育環境改善等事業補助金
19 扶 助 費	△32,175	1 児童手当費 扶助費
19 扶 助 費	△3,536	1 母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費 扶助費

(款) 3 民生費  
 (項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,634,178	△1,100	1,633,078	△1,100	
	1 生活保護総務費	106,144	△1,100	105,044	国庫支出金 △1,100	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	△1,100	1 医療レセプトシステム改修事業費 その他委託料 ネットワーク回線改修委託料	△1,100 (△1,100) (△1,100)

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

4	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		3,398,046	61,752	3,459,798		61,752
1	保健衛生費	1,297,425	△1,263	1,296,162		△1,263
	3 予防費	420,315	△1,263	419,052		△1,263

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
10 需 用 費	△172	1 濃厚接触者搬送事業費	△1,263
		消耗品費	(△37)
11 役 務 費	△98	燃料費	(△135)
		電話料	(△85)
12 委 託 料	△993	保険料	(△13)
		その他委託料	(△993)
		濃厚接触者搬送業務委託料	(△993)

(款) 4 衛生費  
(項) 2 清掃費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	清 掃 費	1,381,162	63,015	1,444,177		63,015
	2 塵芥処理費	1,012,112	63,015	1,075,127		63,015

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△16,993	1 大牟田・荒尾清掃施設組合負担金 各種負担金	△16,993 (△16,993)
		大牟田・荒尾清掃施設組合負担金	(△16,993)
24 積立金	80,008	2 基金費（環境保全課） 積立金	80,008 (80,008)
		一般廃棄物処理施設建設基金積立金	(80,008)

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	498,999	△26,601	472,398	△7,022	△19,579
1 農業費	362,951	△26,602	336,349	△7,022	△19,580
1 1 農業委員会費	52,141	△772	51,369	県支出金 △772	
3 農業振興費	112,769	△25,836	86,933	県支出金 △6,250	△19,586
7 耕地費	141,267	6	141,273		6

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	△772	1 農業委員会費（委員報酬費） 委員報酬	△772 (△772)
18 負担金、補助及び交付金	△25,836	1 水田農業所得向上推進事業費 補助金 水田農業所得向上推進補助金 2 新型コロナウイルス対策事業費（農業振興） 補助金 農水産業エネルギー価格高騰対応支援金	△11,250 (△11,250) (△11,250) △14,586 (△14,586) (△14,586)
24 積立金	6	1 会下地区渇水恒久対策施設管理事業費 積立金 府本地区（会下）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金 2 古屋敷地区渇水恒久対策施設管理事業費 積立金 府本地区（古屋敷）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金 3 観音寺・南上揚地区渇水恒久対策施設管理事業費 積立金 府本地区（観音寺・南上揚）農業用水源減渇水恒久対策施設管理基金積立金	2 (2) (2) 1 (1) (1) 3 (3) (3)

(款) 6 農林水産業費  
 (項) 2 林業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	林業費	93,342	1	93,343		1
2	林業振興費	93,342	1	93,343		1

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24 積立金	1	1 林業振興費 積立金 荒尾市森林環境譲与税基金積立金
		1 (1) (1)

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
7	商工費	781,821	0	781,821	6,800	△6,800
	1 商工費	781,821	0	781,821	6,800	△6,800
	4 観光費	143,722	0	143,722	地方債 6,800	△6,800

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 8 土木費  
(項) 2 道路橋梁費

8	土木費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,714,078	△132,317	1,581,761	△132,946	629
2	道路橋梁費	553,514	△138,156	415,358	△138,046	△110
2	道路維持費	206,851	1,200	208,051		1,200
3	道路新設改良費	334,599	△139,356	195,243	国庫支出金 △76,646 地方債 △61,400	△1,310

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明	
区 分	金 額			
18	負担金、補助及び交付金	1,200	1 道路施設改修費 県営事業負担金	1,200 (1,200)
12	委託料	△6,044	1 社会資本整備総合交付金事業費（中央野原線） 工事請負費	△91,821 (△91,821)
14	工事請負費	△120,012	2 社会資本整備総合交付金事業費（万田田添線） 工事施工に伴う委託料	△24,000 (△3,000)
16	公有財産購入費	△1,300	工事請負費 補償金	(△18,000) (△3,000)
21	補償、補填及び賠償金	△12,000	3 社会資本整備総合交付金事業費（川後田府本線） 工事請負費 用地取得費 補償金	△15,250 (△4,950) (△1,300) (△9,000)
			4 道路メンテナンス補助事業費（橋梁定期点検） その他委託料 橋梁定期点検委託料	△3,044 (△3,044) (△3,044)
			5 道路メンテナンス補助事業費（橋梁補修） 工事請負費	△5,241 (△5,241)

(款) 8 土木費  
(項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	都市計画費	771,062	5,839	776,901	5,100	739
	3 街路事業費	0	5,839	5,839	地方債 5,100	739

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	5,839	1 街路整備事業費 県営事業負担金	5,839 (5,839)

(款) 9 消防費  
(項) 1 消防費

9	消 防 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		752,380	△16,159	736,221	△4,887	△11,272
1	消 防 費	752,380	△16,159	736,221	△4,887	△11,272
	1 常備消防費	555,108	△1,497	553,611		△1,497
	3 消防施設費	46,579	△14,662	31,917	国庫支出金 △4,887	△9,775

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△1,497	1 有明広域行政事務組合消防負担金 各種負担金 有明広域行政事務組合負担金	△1,497 (△1,497) (△1,497)
17 備品購入費	△14,662	1 消防団備品整備事業費 備品購入費	△14,662 (△14,662)

(款) 10 教育費  
(項) 1 教育総務費

10	教育費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
		1,954,255	△85,874	1,868,381	△27,825	△58,049
1	教育総務費	195,058	68	195,126	67	1
	2 事務局費	190,510	68	190,578	その他 67	1

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
24 積 立 金	68	1 基金費（教育振興課） 積立金 荒尾市学校教育施設整備基金積立金	68 (68) (68)

(款) 10 教育費  
(項) 2 小学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	小学校費	578,367	△69,917	508,450	△29,900	△40,017
1	小学校管理費	315,342	△69,917	245,425	地方債 △29,900	△40,017

(一般会計)



(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	△30,000	1 小学校施設改修費	△39,917
		工事請負費	(△39,917)
14 工事請負費	△39,917	2 小学校施設長寿命化改修事業費	△30,000
		工事施工に伴う委託料	(△30,000)

(款) 10 教育費  
(項) 3 中学校費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	中学校費	258,286	0	258,286	2,900	△2,900
	1 中学校管理費	117,231	0	117,231	地方債 2,900	△2,900

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 10 教育費  
(項) 4 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	500,374	△1,335	499,039	△892	△443
	1 社会教育総務費	315,638	△1,335	314,303	県支出金 △892	△443

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
7 報 償 費	△1,337	1 基金費（文化企画課）	2
24 積 立 金	2	積立金	(2)
		文化振興基金積立金	(1)
		荒尾市宮崎兄弟顕彰基金積立金	(1)
		2 地域と学校の連携・協働体制構築事業費	△1,337
		報償金	(△1,337)

(款) 10 教育費  
(項) 5 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
5	保健体育費	422,170	△14,690	407,480		△14,690
	3 学校給食費	313,648	△14,690	298,958		△14,690

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△14,690	1 給食センター管理費 各種負担金 荒尾市・長洲町学校給食センター協議会負担金	△14,690 (△14,690) (△14,690)

(款) 11 災害復旧費  
 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
11 災害復旧費	10,082	0	10,082	5,900	△5,900
1 農林水産施設災害復旧費	1,000	0	1,000	400	△400
1 農業災害復旧費	1,000	0	1,000	地方債 400	△400

(一般会計)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 11 災害復旧費  
 (項) 2 土木施設災害復旧費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	土木施設災害復旧費	9,082	0	9,082	5,500	△5,500
1	土木災害復旧費	9,082	0	9,082	地方債 5,500	△5,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

## 給 与 費 明 細 書

### 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期末手当	その他の 手当	計				
補正前 の額	長 等	2		18,768	6,116	51	24,935	3,454	28,389	
	議 員	18	83,901		25,326		109,227	26,090	135,317	
	その他	1,346	76,918	7,080	2,307	86	86,391	4,587	90,978	
	計	1,366	160,819	25,848	33,749	137	220,553	34,131	254,684	
補正額	長 等									
	議 員									
	その他		△ 772				△ 772		△ 772	
	計		△ 772				△ 772		△ 772	
計	長 等	2		18,768	6,116	51	24,935	3,454	28,389	
	議 員	18	83,901		25,326		109,227	26,090	135,317	
	その他	1,346	76,146	7,080	2,307	86	85,619	4,587	90,206	
	計	1,366	160,047	25,848	33,749	137	219,781	34,131	253,912	

2 一般職

総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	349 ( 286 )	380,061	1,238,789	812,292	2,431,142	494,092	2,925,234	
補正額	( )	△ 1,625		59,876	58,251		58,251	
計	349 ( 286 )	378,436	1,238,789	872,168	2,489,393	494,092	2,983,485	

( ) 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	39,120	1,631	25,369	18,478	912	1,964	114,133	183
	補正額								
	計	39,120	1,631	25,369	18,478	912	1,964	114,133	183
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,452	236	18,504	339,914	222,789	24,095	3,512	
	補正額							59,876	
	計	1,452	236	18,504	339,914	222,789	24,095	63,388	

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	8,180,712	9,059,884	(177,500) 520,200	△ 75,800	(177,500) 444,400
(1) 土木	2,860,318	2,894,732	(133,800) 213,200	△ 56,300	(133,800) 156,900
(2) 教育	2,759,000	3,726,986	150,900	△ 20,600	130,300
(3) 公営住宅	920,938	871,105	38,400		38,400
(4) 社会及び労働	300	48,125	(4,500)		(4,500)
(5) 保健衛生	594,088	553,811			
(6) その他	1,046,068	965,125	(39,200) 117,700	1,100	(39,200) 118,800
2. 災害復旧費	88,003	85,365		5,900	5,900
(1) 土木	79,328	76,840		5,500	5,500
(2) 農林水産	7,500	7,475		400	400
(3) その他	1,175	1,050			
3. 減税補填債	41,689	26,954			
4. 臨時財政対策債	7,784,126	7,213,291	84,309		84,309
5. 減収補填債	53,800	53,800			
合 計	16,148,330	16,439,294	(177,500) 604,509	△ 69,900	(177,500) 534,609

(注) ( )書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(177,500)		(177,500)
785,461		785,461	8,794,623	△ 75,800	8,718,823
			(133,800)		(133,800)
189,521		189,521	2,918,411	△ 56,300	2,862,111
211,212		211,212	3,666,674	△ 20,600	3,646,074
109,239		109,239	800,266		800,266
			(4,500)		(4,500)
75		75	48,050		48,050
42,711		42,711	511,100		511,100
			(39,200)		(39,200)
232,703		232,703	850,122	1,100	851,222
5,005		5,005	80,360	5,900	86,260
4,088		4,088	72,752	5,500	78,252
792		792	6,683	400	7,083
125		125	925		925
11,672		11,672	15,282		15,282
729,962		729,962	6,567,638		6,567,638
			53,800		53,800
			(177,500)		(177,500)
1,532,100		1,532,100	15,511,703	△ 69,900	15,441,803





令和 5 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第 4 号）

令和 5 年度荒尾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7, 5 2 2 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 4 9, 2 0 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 8 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		293,083	△7,522	285,561
	1 一般会計繰入金	293,083	△7,522	285,561
歳入	合計	956,726	△7,522	949,204

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		880,683	△7,522	873,161
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	880,683	△7,522	873,161
歳 出	合 計	956,726	△7,522	949,204

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	293,083	△7,522	285,561
歳入合計	956,726	△7,522	949,204

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	880,683	△7,522	873,161
歳出合計	956,726	△7,522	949,204

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
			△7,522	
			△7,522	

2 歳 入

(款) 4 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
4	繰入金	293,083	△7,522	285,561
	1 一般会計繰入金	293,083	△7,522	285,561
	2 保険基盤安定繰入金	250,091	△7,522	242,569

(後期高齢者医療特別会計)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険基盤安定繰入金	△7,522	1 保険基盤安定繰入金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金  
 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2 後期高齢者 医療広域連 合納付金	880,683	△7,522	873,161	△7,522	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	880,683	△7,522	873,161	△7,522	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	880,683	△7,522	873,161	その他 △7,522	

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	△7,522	1 後期高齢者医療広域連合納付金 各種負担金 後期高齢者医療広域連合納付金	△7,522 (△7,522) (△7,522)



令和 5 年度荒尾市南新地土地区画整理事業  
特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 33,200 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 649,864 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 28 日提出

荒尾市長 浅田敏彦



第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		20,000	8,400	28,400
	1 国庫補助金	20,000	8,400	28,400
8 市 債		481,300	△41,600	439,700
	1 市 債	481,300	△41,600	439,700
歳 入 合 計		683,064	△33,200	649,864

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		522,999	△33,200	489,799
	1 南新地事業費	522,999	△33,200	489,799
歳 出	合 計	683,064	△33,200	649,864



## 第 2 表 繰越明許費補正

1 変更

(単位：千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理）	23,800	社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理）	51,800

### 第 3 表 地 方 債 補 正

#### 1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
都市計画事業	19,800	証書借入 又は 証券発行	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により繰上償還をなし、又は低利債に借換えすることができる。	28,200	補正前に同じ		
地域開発事業	461,500				411,500			

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	20,000	8,400	28,400
8 市債	481,300	△41,600	439,700
歳入合計	683,064	△33,200	649,864





2 歳 入

(款) 3 国庫支出金  
(項) 1 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	20,000	8,400	28,400
1	国庫補助金	20,000	8,400	28,400
1	土木費国庫補助金	20,000	8,400	28,400
8	市 債	481,300	△41,600	439,700
1	市 債	481,300	△41,600	439,700
1	土木債	481,300	△41,600	439,700

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 区画整理国庫補助金	8,400	1 社会資本整備総合交付金
2 都市計画事業債	8,400	1 都市計画事業債
3 地域開発事業債	△50,000	1 地域開発事業債

3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	総務費	102,224	0	102,224	△510	510
	1 総務管理費	102,224	0	102,224	△510	510
	1 一般管理費	102,224	0	102,224	地方債 △510	510

(南新地土地区画整理事業特別会計)



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 2 事業費  
(項) 1 南新地事業費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	事業費	522,999	△33,200	489,799	△32,690	△510
	1 南新地事業費	522,999	△33,200	489,799	△32,690	△510
	1 南新地事業費	522,999	△33,200	489,799	国庫補助金 8,400 地方債 △41,090	△510

(南新地土地区画整理事業特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	△15,200	1 社会資本整備総合交付金事業費（都市再生区画整理）	16,800
		工事施工に伴う委託料	(4,800)
14 工事請負費	△18,000	工事請負費	(12,000)
		2 土地区画整理事業費（保留地処分費）	△50,000
		工事施工に伴う委託料	(△20,000)
		工事請負費	(△30,000)

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当 該 年 度 中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
都市計画事業	1,365,585	1,564,181	(73,900) 19,800	8,400	(73,900) 28,200
地域開発事業	221,800	732,300	(531,200) 461,500	△ 50,000	(531,200) 411,500
合計	1,587,385	2,296,481	(605,100) 481,300	△ 41,600	(605,100) 439,700

(注) ( )書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
			(73,900)		(73,900)
34,327		34,327	1,549,654	8,400	1,558,054
			(531,200)		(531,200)
			1,193,800	△ 50,000	1,143,800
34,327		34,327	(605,100)		(605,100)
			2,743,454	△ 41,600	2,701,854



令和5年度荒尾市水道事業会計補正予算  
(第3号)

(総則)

第1条 令和5年度荒尾市水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和5年度荒尾市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第4条本文括弧書中「471,313千円」を「471,363千円」に、「59,975千円」を「65,025千円」に、「154,425千円」を「149,425千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	652,029千円	90,750千円	742,779千円
第1項 企業債	447,900千円	55,500千円	503,400千円
第4項 補助金	178,088千円	35,250千円	213,338千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,123,342千円	90,800千円	1,214,142千円
第1項 建設改良費	827,281千円	90,800千円	918,081千円

(企業債)

第3条 予算第6条中「447,900千円」を「503,400千円」に改める。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦





令和5年度 荒尾市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入			652,029	90,750	742,779	
	1 企業債		447,900	55,500	503,400	
		1 建設改良企業債	447,900	55,500	503,400	水道事業債
	4 補助金		178,088	35,250	213,338	
		1 補助金	178,088	35,250	213,338	水道事業国庫補助金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出			1,123,342	90,800	1,214,142	
	1 建設改良費		827,281	90,800	918,081	
		2 配水設備改良費	716,280	90,800	807,080	委託料

# 令和5年度 荒尾市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	金 額
<b>1 業務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
当年度純利益	△ 89,823
減価償却費	452,449
固定資産除却費	7,000
減損損失	0
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 70
引当金の増減額	4,546
長期前受金戻入額	△ 202,536
受取利息及び受取配当金	△ 11
支払利息	67,108
固定資産売却損益	0
未収金の増減額 (△は増加)	△ 1,073
受取手形の増減額 (△は増加)	0
たな卸資産の増減額 (△は増加)	167
その他流動資産の増減額 (△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 18,240
未払金の増減額 (△は減少)	350
前受金の増減額 (△は減少)	0
その他流動負債の増減額 (△は減少)	0
小計	219,867
利息及び配当金の受取額	11
利息の支払額	△ 67,108
業務活動によるキャッシュ・フロー	152,770
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△ 834,713
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
固定資産の除却による支出	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	62,000
一般会計からの繰入金による収入	151,338
負担金による収入	25,937
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 595,437
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	503,400
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 296,061
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	207,339
資金の増加額 (又は減少額)	△ 235,328
資金期首残高	929,565
資金期末残高	694,237

令和5年度 荒尾市水道事業予定貸借対照表  
(令和6年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
	イ 土地		240,138	
	ロ 建物	453,182		
	減価償却累計額	<u>△ 173,612</u>	279,570	
	ハ 構築物	13,354,853		
	減価償却累計額	<u>△ 6,163,301</u>	7,191,552	
	ニ 機械及び装置	2,387,611		
	減価償却累計額	<u>△ 1,397,824</u>	989,787	
	ホ 車両及び運搬具	15,430		
	減価償却累計額	<u>△ 5,556</u>	9,874	
	ヘ 工具器具及び備品	69,420		
	減価償却累計額	<u>△ 56,237</u>	13,183	
	ト 建設仮勘定		852,665	
	有形固定資産合計		<u>9,576,769</u>	
(2)	無形固定資産			
	イ 電話加入権		81	
	ロ ダム使用権		<u>1,539,299</u>	
	無形固定資産合計		<u>1,539,380</u>	
	固定資産合計			<u>11,116,149</u>
2	流動資産			
(1)	現金預金		694,237	
(2)	未収金		103,557	
	未収金貸倒引当金		<u>△ 1,579</u>	101,978
(3)	貯蔵品			3,360
(4)	その他流動資産			0
	流動資産合計		<u>799,575</u>	
	資産合計			<u><u>11,915,724</u></u>

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債		4,355,906	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	42,934		
ロ 修繕引当金	25,146	68,080	
固定負債合計			4,423,986
4 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債		274,621	
(3) 未払金		264,506	
(4) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	4,004		
ハ 法定福利引当金	592	4,596	
(5) その他流動負債		1,068	
流動負債合計			544,791
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		6,411,648	
(2) 長期前受金収益化累計額		△ 3,466,088	
繰延収益合計			2,945,560
負債合計			<u>7,914,337</u>

資本の部

6 資本金			
(1) 自己資本金		3,319,848	
資本金合計			3,319,848
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	18,117		
ロ 工事負担金	324		
ハ 受贈財産評価額	25,622		
ニ 他会計負担金	26,727		
ホ 他会計補助金	0		
資本剰余金合計		70,790	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	449,557		
ロ 建設改良積立金	158,136		
ハ 当年度未処分利益剰余金	3,056		
利益剰余金合計		610,749	
剰余金合計			681,539
資本合計			<u>4,001,387</u>
負債資本合計			<u>11,915,724</u>

専 決 処 分 に つ い て

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦



損害賠償額の決定について

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年2月6日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和5年11月28日午前8時40分頃、荒尾市万田490番1付近の交差点において、市職員が運転する公用車が方向転換をしようとして後退したところ、相手方の車に衝突したものである。

市は、相手方と和解し、これに対する損害を次のとおり賠償するものとする。

1 損害賠償の額 495,000円

2 損害賠償の相手方







荒尾市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、荒尾市土地開発公社の経営状況を別紙のとおり提出する。

令和6年2月28日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 令和5年度荒尾市土地開発公社事業報告書
- 2 令和5年度荒尾市土地開発公社決算報告書



## 令和5年度 荒尾市土地開発公社事業報告書

### 1. 概況

荒尾市土地開発公社は、これまで公有地の取得、土地の造成等の事業を実施してきたものであるが、近年実施の緑ヶ丘リニューアルタウンの分譲が完了し、同公社の事業目的は達成した。このことにより、荒尾市議会の議決を経て、令和5年10月20日付けの熊本県知事の認可により、同公社の解散手続は完了した。

なお、令和5年度は、大東区におけるテレビ電波受信障害に係る補償が終了したため、共同受信施設の撤去を実施した。

#### (1) 土地造成事業

##### ①土地造成事業

事業名	事業面積	事業費	摘要
—	—	—	

#### (2) 土地処分

##### ①土地造成事業

事業名	面積	事業費	摘要
—	—	—	

### 2. 理事会の開催状況

開催日	議題
令和5年4月28日	令和4年度荒尾市土地開発公社決算
令和5年8月23日	荒尾市土地開発公社の解散について

## 令和5年度 荒尾市土地開発公社決算報告書

### 1. 収益の収入及び支出

#### 収 入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正流用額	合 計
第1款 事業収益	1,000	0	1,000
第1項 土地造成事業収益	1,000	0	1,000
第2款 事業外収益	41,000	0	41,000
第1項 受取利息	12,000	0	12,000
第2項 雑収益	29,000	0	29,000
収 入 合 計	42,000	0	42,000

#### 支 出

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正流用額	合 計
第1款 事業原価	1,000	0	1,000
第1項 土地造成事業原価	1,000	0	1,000
第2款 販売費及び一般管理費	11,594,000	0	11,594,000
第1項 販売費及び一般管理費	11,594,000	0	11,594,000
第3款 事業外費用	1,000	0	1,000
第1項 支払利息	1,000	0	1,000
第4款 予備費	300,000	0	300,000
第1項 予備費	300,000	0	300,000
支 出 合 計	11,896,000	0	11,896,000

(単位：円)

決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	△1,000	
0	△1,000	
31,329	△9,671	
2,089	△9,911	
29,240	240	
31,329	△10,671	

(単位：円)

決 算 額	不 用 額	備 考
0	1,000	
0	1,000	
11,223,331	370,669	
11,223,331	370,669	
0	1,000	
0	1,000	
0	300,000	
0	300,000	
11,223,331	672,669	

2. 資本的收入及び支出

収 入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正流用額	合 計
第1款 資本的收入	1,000	0	1,000
第1項 借入金	1,000	0	1,000

支 出

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正流用額	合 計
第1款 資本の支出	2,000	0	2,000
第1項 土地造成事業費	1,000	0	1,000
第2項 借入金償還金	1,000	0	1,000

(単位：円)

決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	△1,000	
0	△1,000	

(単位：円)

決 算 額	不 用 額	備 考
0	2,000	
0	1,000	
0	1,000	

## 損益計算書

(令和5年4月1日から令和5年10月20日まで)

(単位：円)

1. 事業収益		
(1) 土地造成事業収益	0	0
2. 事業原価		
(1) 土地造成事業原価	0	0
事業総利益		0
3. 販売費及び一般管理費		
(1) 販売費及び一般管理費	11,223,331	11,223,331
事業損失		11,223,331
4. 事業外収益		
(1) 受取利息	2,089	
(2) 雑収益	29,240	31,329
経常損失		11,192,002
当期純損失		11,192,002



貸借対照表  
(令和5年10月20日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		
1. 流動資産		
(1) 現金及び預金	237,774,353	
(2) 完成土地等	29,033,358	
流動資産合計		266,807,711
2. 固定資産		
固定資産合計		0
資 産 合 計		<u>266,807,711</u>
負 債 の 部		
1. 流動負債		
(1) 未払金	148,565	
流動負債合計		148,565
2. 固定負債		
固定負債合計		0
負 債 合 計		<u>148,565</u>
資 本 の 部		
1. 資本金		
(1) 基本財産	1,000,000	
資本金合計		1,000,000
2. 準備金		
(1) 前期繰越準備金	276,851,148	
(2) 当期純損失	11,192,002	
準備金合計		<u>265,659,146</u>
資 本 合 計		<u>266,659,146</u>
負 債 資 本 合 計		<u>266,807,711</u>

キャッシュ・フロー計算書  
(令和5年4月1日から令和5年10月20日まで)

(単位：円)

1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入	0	
土地造成事業収入	0	
その他事業収入	29,240	
補助金収入	0	
公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出	0	
土地造成事業支出	0	
取得に係る支出	0	
管理に係る支出	0	
	0	
その他事業支出	0	
人件費支出	0	
その他の業務支出	△11,284,725	
小計	△11,255,485	
利息の受取額	2,089	
利息の支払額	0	
事業活動によるキャッシュ・フロー計	△11,253,396	
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の取得による支出	0	
投資有価証券の売却による収入	0	
固定資産の取得による支出	0	
固定資産の売却による収入	0	
投資活動によるキャッシュ・フロー計	0	
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	0	
短期借入金の返済による支出	0	
長期借入れによる収入	0	
長期借入金の返済による支出	0	
財務活動によるキャッシュ・フロー計	0	
4. 現金及び現金同等物減少額	△11,253,396	
5. 現金及び現金同等物期首残高	249,027,749	
6. 現金及び現金同等物期末残高	237,774,353	



## 事業収益明細表

(単位：円)

科	目	金額	摘要
公有地取得 事業収益	公有用地売却収益	0	
	代行用地売却収益	0	
土地造成 事業収益	完成土地等売却収益	0	
合 計		0	

## 事業原価明細表

(単位：円)

科	目	金額	摘要
公有地取得 事業原価	公有用地売却原価	0	
	代行用地売却原価	0	
土地造成 事業原価	完成土地等売却原価	0	
合 計		0	

## 完成土地等明細表

令和5年10月20日

資 産 区 分		高浜工業団地	合計	
期首残高	面積 (㎡)	1,974.48	1,974.48	
	金額 (円)	29,033,358	29,033,358	
当期増加高	面積 (㎡)	0.00	0.00	
	用地費	土地費 (円)	0	0
		補償費 (円)	0	0
		合計 (円)	0	0
	工事費 (円)	0	0	
	諸経費 (円)	0	0	
	支払利息 (円)	0	0	
	計 (円)	0	0	
当期減少高	面積 (㎡)	0.00	0.00	
	用地費	土地費 (円)	0	0
		補償費 (円)	0	0
		合計 (円)	0	0
	工事費 (円)	0	0	
	諸経費 (円)	0	0	
	支払利息 (円)	0	0	
	計 (円)	0	0	
期末残高	面積 (㎡)	1,974.48	1,974.48	
	用地費	土地費 (円)	17,280,300	17,280,300
		補償費 (円)	201,826	201,826
		合計 (円)	17,482,126	17,482,126
	工事費 (円)	8,851,232	8,851,232	
	諸経費 (円)	2,700,000	2,700,000	
	支払利息 (円)	0	0	
	計 (円)	29,033,358	29,033,358	
摘要				

## 現金及び預金明細表

(単位：円)

科 目	種 類	金 額	摘 要
現 金	/	0	
預 金	当 座 預 金	0	
	普 通 預 金	6,774,353	肥後銀行 6,774,353
	通 知 預 金	0	
	定 期 預 金	231,000,000	肥後銀行 231,000,000
満期保有価 以外の有価証券	国 債	0	
	地 方 債	0	
	そ の 他	0	
計	/	237,774,353	

## 収入支出決算明細表

### 1. 収益的収入及び支出 収入

(単位：円)

款	項	目	節	予算額	決算額	備考	
1 事業収益				1,000			
	1 土地造成事業収益	1 完成土地等売却収益		1,000			
			1 完成土地等売却収益	1,000			
	2 事業外収益				41,000	31,329	
1 受取利息				12,000	2,089		
		1 受取利息			12,000	2,089	
			1 普通預金利息	1,000	88		
			2 定期預金利息	11,000	2,001		
2 雑収益				29,000	29,240		
		1 その他の雑収益			29,000	29,240	
	1 その他の雑収益		29,000	29,240	土地貸付料（桜山）		
合 計				42,000	31,329		

## 支出

(単位：円)

款	項	目	節	予算額	決算額	備考		
1 事業原価				1,000				
	1 土地造成事業原価			1,000				
		1 完成土地等売却原価			1,000			
			1 完成土地等売却原価			1,000		
2 販売費及び一般管理費				11,594,000	11,223,331			
	1 販売費及び一般管理費			11,594,000	11,223,331			
		1 経費			11,594,000	11,223,331		
			1 旅費			9,000		
			2 需用費			415,000	233,121	電気料
			3 役務費			50,000	23,710	電話料
			4 委託料			106,000	105,600	会計システムソフトウェアメンテナンス業務委託料
			5 使用料及び賃借料			52,000	35,750	電柱共架及び添架料
			6 原材料費			1,000		
			7 備品購入費			1,000		
			8 環境整備費			10,870,000	10,736,550	共同受信施設撤去費
			9 公租公課			89,000	88,600	法人県民税、法人市民税及び固定資産税
			10 減価償却費			1,000		
3 事業外費用				1,000				
	1 支払利息			1,000				
		1 支払利息			1,000			
		1 支払利息			1,000			
4 予備費				300,000				
	1 予備費			300,000				
		1 予備費			300,000			
		1 予備費			300,000			
合 計				11,896,000	11,223,331			



2. 資本的收入及び支出

収入

(単位：円)

款	項	目	節	予算額	決算額	備考	
1 資本の収入				1,000			
	1 借入金			1,000			
		1 長期借入金			1,000		
			1 長期借入金			1,000	
合 計				1,000			



支出

(単位：円)

款	項	目	節	予算額	決算額	備考	
1 資本の支出				2,000			
	1 土地造成事業費			1,000			
		1 土地造成事業費			1,000		
			1 工事費			1,000	
	2 借入金償還金				1,000		
		1 借入金償還金			1,000		
1 長期借入金償還元金					1,000		
合 計				2,000			

令和6年1月23日

荒尾市土地開発公社 代表清算人 田上 稔 様

監事 前田光也   
監事 塚本秀孫 

令和5年度荒尾市土地開発公社決算監査意見について

荒尾市土地開発公社定款第6条第4項の規定により、令和5年度荒尾市土地開発公社決算について監査したので、次のとおり意見を提出する。

記

令和5年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書について関係証拠書類及び出納関係諸帳簿を審査照合した結果、正確に処理されていることを認めた。